

令和元年6月

伊那市議会定例会議案書

令和元年6月10日

令和元年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	財産（物品）の取得について……………	3
議案第2号	委託協定の変更について……………	4
議案第3号	箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について……	5
議案第4号	南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について…	10
議案第5号	市道路線の認定について……………	15
議案第6号	市道路線の廃止について……………	16
議案第7号	伊那市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例…………	17
議案第8号	伊那市自転車等の放置防止に関する条例……………	21
議案第9号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	23
議案第10号	伊那市子育て支援センター条例の一部を改正する条例……………	24
議案第11号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……	25
議案第12号	伊那市学童クラブ条例の一部を改正する条例……………	26
議案第13号	令和元年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	27
議案第14号	令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算に ついて……………	28

財産（物品）の取得について

下記のとおり財産（物品）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------------|
| 1 | 取得物品 | 4 1 人乗り中型バス車両（1 台） |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 20,471,198 円
（内消費税 1,508,689 円） |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市美篤 5 8 1 2 番地 5
長野日野自動車株式会社伊那営業所
所長 久保村 誠 |

令和元年 6 月 1 0 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公用で使用しているバス車両を更新するため、提案するものであります。

委託協定の変更について

平成29年11月14日付けで締結した荒井富士山橋補強工事に関する協定について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

協定金額

変更前	172,699,697円
変更後	175,579,245円

令和元年6月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

平成29年11月14日付けで締結した荒井富士山橋補強工事に関する協定について、工事内容の一部変更及び工事期間の変更に伴い、協定金額を変更するため、提案するものであります。

箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、箕輪町との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年伊那市条例第32号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

箕輪町との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

別紙

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表1中

「

産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
------	--------	----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」を

「

	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによ
--	--------	-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

産業振興		する。	築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施	る行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
	産業振興	圏域内の農林業、商工業、観光等産業全体における事業者の設備投資、起業、立地及び雇用を促すため、市町村相互に情報交換等連携し、ふるさと融資や助成制度の周知及び利用促進並びに必要な支援を行う。	・関係情報の収集及び情報交換並びに対応を協議する会議の開催 ・事業者に対し、ふるさと融資や助成制度等の周知 ・事業者に対し、設備投資、起業及び立地に要する物資等について、圏域内での調達、連携等地産地消の呼びかけ	・関係情報の収集及び情報交換並びに対応を協議する会議への参加 ・事業者に対し、ふるさと融資や助成制度等の周知 ・事業者に対し、設備投資、起業及び立地に要する物資等について、圏域内での調達、連携等地産地消の呼びかけ

」に

改め、同表 2 中

「

地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築 コミュニティバス（市街	バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。	・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調	・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整
--------	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

通		地循環路線)の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。	整	
---	--	-----------------------------	---	--

」を

「

地域公共交通	<p>地域公共交通ネットワークの構築</p> <p>バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。</p> <p>コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。</p> <p>A I 最適運行・自動配車サービス（ドアツードア乗合タクシー）の導入を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市における導入に向けた基礎調査及び実証運行の実施 ・運行に係る事業者との調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・連携町村における事業展開への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市における基礎調査及び実証運行への協力 ・事業展開に向けた取組
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地
長野県伊那市
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1 0 2 9 8 番地
長野県上伊那郡箕輪町
箕輪町長 印

南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、南箕輪村との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年伊那市条例第32号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

南箕輪村との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

別紙

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と南箕輪村（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表1中

「

産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
------	--------	----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」を

「

	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによ
--	--------	-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

産業振興		する。	築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施	る行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
	産業振興	圏域内の農林業、商工業、観光等産業全体における事業者の設備投資、起業、立地及び雇用を促すため、市町村相互に情報交換等連携し、ふるさと融資や助成制度の周知及び利用促進並びに必要な支援を行う。	・関係情報の収集及び情報交換並びに対応を協議する会議の開催 ・事業者に対し、ふるさと融資や助成制度等の周知 ・事業者に対し、設備投資、起業及び立地に要する物資等について、圏域内での調達、連携等産地消の呼びかけ	・関係情報の収集及び情報交換並びに対応を協議する会議への参加 ・事業者に対し、ふるさと融資や助成制度等の周知 ・事業者に対し、設備投資、起業及び立地に要する物資等について、圏域内での調達、連携等産地消の呼びかけ

」に

改め、同表 2 中

「

地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。 コミュニティバス（市街	・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調	・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整
--------	-----------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

通		地循環路線)の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。	整	
---	--	-----------------------------	---	--

」を

「

地域公共交通	<p>地域公共交通ネットワークの構築</p> <p>バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。</p> <p>コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。</p> <p>A I 最適運行・自動配車サービス（ドアツードア乗合タクシー）の導入を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市における導入に向けた基礎調査及び実証運行の実施 ・運行に係る事業者との調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・連携町村における事業展開への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市における基礎調査及び実証運行への協力 ・事業展開に向けた取組
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地
長野県伊那市
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡南箕輪村 4 8 2 5 番地 1
長野県上伊那郡南箕輪村
南箕輪村長 印

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1692	山の神9号線	荒井 4711番15先	荒井 4711番20先		メートル 86.0	メートル 5.0
I-1693	荒井指定560号 線	荒井 4504番1先	荒井 4505番5先		68.9	4.4~6.4

令和元年6月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-7230	大萱団地5号線	西箕輪 7200番23先	西箕輪 7004番先		メートル 116.1	メートル 4.0～5.0

令和元年6月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、県営住宅大萱団地整備に伴い、廃止するため、提案するものであります。

伊那市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、地域の景観の保持と公共の場所の機能の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路、河川、森林、公共施設その他公共の用に供されている場所で、市が管理している場所をいう。
- (3) 放置自動車等 正当な権原に基づき置くことを認められた土地以外の場所に、長期間にわたり置かれている自動車等をいう。
- (4) 事業者等 自動車等の製造、輸入又は販売を業としている者及び不要となった自動車等の輸送、解体又は処分を業としている者並びにこれらの団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車等の所有権若しくは使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関し必要な施策の実施に努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条 市内に土地を有し、占有し、又は管理する者は、その土地について放置自動車等の発生を防止する措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置の禁止)

第6条 何人も、正当な理由なく自動車等を放置し、又は放置させてはならない。

(通報等)

第7条 公共の場所において放置自動車等を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 公共の場所以外の場所に自動車等を放置されたときは、当該土地の所有者又は管理者は、当該自動車等の調査を市長に依頼することができるものとする。

(調査)

第8条 市長は、公共の場所において放置自動車等を発見し、又は前条第1項の規定による通報を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関等の協力を得て、放置されていた期間、状況、所有者等を調査するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による依頼を受けた場合において、市民の快適な生活環境の維持その他公益上の必要があると認めるときは、前項の規定による調査をすることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、前条第2項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、必要な限度において、市長の指定する職員に放置自動車等が存する場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第10条 市長は、第8条の規定による調査を実施したときは、放置自動車等確認台帳を作成した後、当該放置自動車等に警告書を貼付し、所有者等に適正な処理を促すよう努めるものとする。

(撤去勧告)

第11条 市長は、第8条の規定により調査した結果、所有者等が確認できたものについては、当該所有者等に対して放置自動車等を速やかに撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、期限を定めて放置自動車等の撤去を命ずることができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表される者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(移動及び保管)

第14条 市長は、第8条第1項に規定する調査をした放置自動車等に、第10条の規定による警告書を貼り付けた日から一定期間経過した後においても当該所有者等が判明しなかった場合又は所有者等の住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合であって、当該放置自動車等が市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認めるときは、当該放置自動車等を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、放置自動車等を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。

(一般廃棄物としての認定)

第15条 市長は、第8条の規定による調査において所有者等が確認できなかった場合又は所有者等は確認できたがその者の住所、居所その他の連絡先が不明な場合で、かつ、第10条の規定により貼付した警告書が30日以上貼付されていた場合において、放置自動車等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車等を不法投棄された一般廃棄物として認定することができる。

(1) 法第11条第1項に規定する自動車登録番号標若しくは法第73条第1項に規定する車両番号標その他これらに類する標識が滅失し、又は判読が困難な程度に毀損し、かつ、法第7条第1項第2号に規定する車台番号又はこれに類する車体の刻印若しくは表示が滅失し、又は判読が困難な程度に毀損しているとき。

(2) 機能の全部又は一部を喪失し、自動車等としての本来の用に供することが困難であると市長が認めるとき。

(3) 放置自動車等の状況及び関係機関の調査等から勘案して、投棄の意思が明らかであると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により一般廃棄物としての認定をするときは、あらかじめその旨及び当該放置自動車等を撤去し、処分する旨の告示をするものとする。

3 前項の告示の期間は、2週間とする。

(撤去及び処分)

第16条 市長は、前条第1項の規定により一般廃棄物としての認定をしたときは、告示期間満了後、当該放置自動車等を撤去し、処分することができるものとする。ただし、公共の場所以外の場所に存する放置自動車等については、市民の快適な生活環境の維持その他公益上の必要があると認める場合に限り、当該土地の所有者又は管理者の同意を得てこれを行うものとする。

(記録簿の作成)

第17条 市長は、放置自動車等の撤去及び処分が完了したときは、処分経過記録簿を作成するものとする。

(費用の請求)

第18条 市長は、放置自動車等を第14条の規定により移動し、保管したとき、又は第16条の規定により撤去し、処分した後にその所有者等が判明したときは、その者に対して移動及び保管又は撤去及び処分に要した費用を請求することができる。

(協力要請)

第19条 市長は、放置自動車等の発生防止及び適正な処理を行うため必要があると認めるときは、関係機関等と協議するとともに協力を要請することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第21条 第12条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市自転車等の放置防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車等の放置防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、地域の景観の保持と公共の場所の機能の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (5) 放置 公共の場所において、自転車等を利用する者又は所有する者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等から離れているため、直ちにこれを移動することができない状態又は自転車等駐車場において、一定の期間当該自転車等が移動されていない状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、道路管理者、警察、鉄道事業者その他関係機関及び団体の協力を得て、自転車等の放置防止に関し必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、市が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第5条 利用者等は、自転車等を放置してはならない。

- 2 利用者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の放置に対する措置)

第6条 市長は、前条第1項の規定に違反して自転車等が放置されているときは、移動するよう命ずるための警告書を放置されている自転車等（以下「放置自転車等」という。）に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず放置自転車等が相当な期間を経過してもなお放置されているときは、当該放置自転車等を移動し、保管する

ことができる。

3 市長は、放置自転車等により交通事故等を誘発する恐れがあると認めるときは、直ちに当該放置自転車等を移動し、保管することができる。

4 市長は、前2項の規定により放置自転車等を移動する場合において、放置自転車等と自転車等駐車場等の支柱等が鎖その他移動を妨げるものによりつながれているときは、鎖その他移動を妨げるものを移動に必要な限度において除去することができる。

(保管した自転車等の措置)

第7条 市長は、前条第2項及び第3項の規定により放置自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該放置自転車等を利用者等に返還するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 放置自転車等は、前項の規定による告示の日から起算して6月保管するものとする。

3 前項に規定する保管期間6月を経過してもなお利用者等に返還することができない放置自転車等の所有権は、市に帰属する。

(免責)

第8条 市長は放置自転車等を移動し、保管した場合及び鎖その他移動を妨げるものを移動に必要な限度において除去した場合において、その移動及び保管並びに除去により当該放置自転車等の利用者等に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月10日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

自転車等の放置防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「B1」を「B2」に改める。

第3条第2項第8号中「療育手帳交付者」の次に「のうち障害の程度がB1以上のもの」を加え、同項第9号中「3級に該当するもの」の次に「、療育手帳交付者のうち障害の程度がB2のもの」を加える。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

令和元年6月10日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

福祉医療費給付金の対象者の範囲を拡大するため、提案するものであります。

伊那市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

伊那市子育て支援センター条例（平成25年伊那市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

伊那市美篤子育て支援センター	伊那市美篤3107番地1
伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地

」を

「

伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地
伊那市高遠子育て支援センター	伊那市高遠町西高遠532番地

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年7月25日から施行する。

令和元年6月10日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市美篤子育て支援センターを廃止し、及び伊那市高遠子育て支援センターを設置するため、提案するものであります。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

錦町新地公衆便所	伊那市荒井 3 4 4 6 番地 1 4
赤木駅公衆便所	伊那市西春近 8 6 1 4 番地

」を

「

赤木駅公衆便所	伊那市西春近 8 6 1 4 番地
---------	-------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

錦町新地公衆便所を廃止するため、提案するものであります。

伊那市学童クラブ条例の一部を改正する条例

伊那市学童クラブ条例（平成 26 年伊那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠 4 6 5 番地
----------	--------------------

」を

「

高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠 5 3 2 番地
----------	--------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

令和元年 6 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

高遠小学童クラブの移転に伴い、位置を変更するため、提案するものであります。

令和元年度伊那市一般会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市一般会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝